別表

開示実施手数料の計算例

| 開示請求又は開示の実施の形態 | 計算例（注１） | 備　考 |
| --- | --- | --- |
| １件の行政文書の場合 | 一の実施方法により開示を受ける場合 | 100枚の閲覧 | ① 100円(300円以下) ⇒ 無料 | 閲覧は、100枚までごとに100円であるので、300枚（オンライン申請による開示請求の場合は200枚）までは無料となる。 |
| ② 100円(200円以下) ⇒ 無料 |
| 350枚の閲覧 | ① 400円－300円＝100円 |
| ② 400円－200円＝200円 |
| 30ページの写しの交付 | ① (30ページ×10円)－300円 ⇒ 無料 | 写しの交付は、１ページにつき10円であるので、30ページ（オンライン申請による開示請求の場合は20ページ）までは無料となる。 |
| ② (30ページ×10円)－200円 ⇒ 100円 |
| 60ページの写しの交付 | ① (60ページ×10円)－300円＝300円 |
| ② (60ページ×10円)－200円＝400円 |
| 複数の開示の方法により開示を受ける場合 | 100枚の閲覧及び50ページの写しの交付 | ① 100円＋(50ページ×10円)－300円＝300円 | 複数の開示の実施方法により計算した場合の合算額から300円（オンライン申請による開示請求の場合は200円。以下同じ。）を減ずる。 |
| ② 100円＋(50ページ×10円)－200円＝400円 |
| 更なる開示の申出により開示を受ける場合 | 初回100枚の閲覧２回目50ページの写しの交付 | ① 初回100円(300円以下) ⇒ 無料２回目100円＋(50ページ×10円)－300円＝300円 | 初回に300円の控除措置規定を適用し、なお控除可能な残額がある場合には、２回目に控除可能残額の調整を行う。 |
| ② 初回100円(200円以下) ⇒ 無料２回目100円＋(50ページ×10円)－200円＝400円 |
| 初回350枚の閲覧２回目別の部分について30枚の閲覧 | ① 初回400円－300円＝100円２回目30枚 ⇒ 100円 |
| ② 初回400円－200円＝200円２回目30枚 ⇒ 100円 |
| １件の行政文書の場合 | １件の行政文書（Ａ文書）について、その一部（ａ文書）を当該行政機関の長が開示し、別の部分（ｂ文書）を他の行政機関の長に移送した場合 | 100枚の閲覧（ａ文書）及び50ページの写しの交付（ｂ文書） | 当該行政機関の長の開示決定が早い場合 | ① ａ文書100円(300円以下)⇒ 無料ｂ文書100円＋(50ページ×10円)－300円＝300円 | 開示決定が早く行われた行政文書について、300円の控除措置規定を適用し、なお控除可能な残額がある場合には、次に開示決定が行われた行政文書について、控除可能残額の調整を行う。 |
| ② ａ文書100円(200円以下) ⇒ 無料ｂ文書100円＋(50ページ×10円)－200円＝400円 |
| 100枚の閲覧（ａ文書）及び50ページの写しの交付（ｂ文書） | 他の行政機関の長の開示決定が早い場合 | ① ｂ文書(50ページ×10円)－300円＝200円ａ文書100円 |
| ② ｂ文書(50ページ×10円)－200円＝300円ａ文書100円 |
| 行政文書のうち一部（ａ）を開示決定し、その後に残り(ｂ)を開示決定する場合（法第11条の規定が適用される場合を含む。） | 初回(ａ)100枚の閲覧及び30ページの写しの交付２回目(ｂ)1,000ページの写しの交付 | ① 初回(ａ)100円＋(30ページ×10円)－300円＝100円２回目(ｂ)1,000ページ×10円＝10,000円 |
| ② 初回(ａ)100円＋(30ページ×10円)－200円＝200円２回目(ｂ)1,000ページ×10円＝10,000円 |
| 開示請求が一の開示請求書により行われた場合相互に密接な関連を有する複数の行政文書の | 複数の行政文書(Ａ、Ｂ、Ｃ)について、一度に開示決定する場合 | 20枚の閲覧(Ａ文書)、30枚の閲覧(Ｂ文書)及び50枚の閲覧(Ｃ文書)上記に加え、Ａ文書について、50ページの写しの交付 | ① 閲覧20枚＋30枚＋50枚＝100枚100円（300円以下）⇒ 無料写しの交付100円＋(50ページ×10円)－300円＝300円 | 施行令別表の一の項イの「文書又は図画の閲覧」、同表七の項イの「電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧」及び同項ロの「専用機器により再生したものの閲覧又は視聴」による開示を行う場合に限り、各行政文書の閲覧枚数を順次加えた枚数を基本額として計算し、開示請求手数料分の減額措置を行う（注２）。その場合、開示決定が早く行われた行政文書について、300円の控除措置規定を適用し、なお控除可能な残額がある場合には、次に開示決定が行われた行政文書について、控除可能残額の調整を行う。 |
| ② 閲覧20枚＋30枚＋50枚＝100枚100円（200円以下）⇒ 無料写しの交付100円＋(50ページ×10円)－200円＝400円 |
| 相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求が一の開示請求書により行われた場合 | 複数の行政文書(Ａ、Ｂ、Ｃ)について、一度に開示決定した後に、更なる開示の申出を受けた場合 | 初回20枚の閲覧(Ａ文書)、30枚の閲覧(Ｂ文書)及び50枚の閲覧(Ｃ文書)２回目50ページ(Ｃ文書)の写しの交付 | ① 初回20枚＋30枚＋50枚＝100枚100円（300円以下）⇒ 無料２回目100円＋(50ページ×10円)－300円＝300円 |
| ② 初回20枚＋30枚＋50枚＝100枚100円（200円以下）⇒ 無料２回目100円＋(50ページ×10円)－200円＝400円 |
| 複数の行政文書(Ａ、Ｂ、Ｃ)について、それぞれ異なる時期に順次開示決定を行った場合（法第11条の規定が適用される場合を含む。） | 初回200枚の閲覧(Ａ文書)２回目150枚の閲覧(Ｂ文書)３回目100枚の閲覧(Ｃ文書) | 1. 初回

200枚200円(300円以下)⇒ 無料２回目200枚＋150枚＝350枚400円－300円＝100円３回目200枚＋150枚＋100枚＝450枚500円－300円＝200円　 　200円－100円＝100円(100円分は２回目に既に徴収しているため、３回目は残額の100円を徴収する。) |
| 1. 初回

200枚200円(200円以下)⇒ 無料２回目200枚＋150枚＝350枚400円－200円＝200円３回目200枚＋150枚＋100枚＝450枚500円－200円＝300円　 　300円－200円＝100円(200円分は２回目に既に徴収しているため、３回目は残額の100円を徴収する。) |
| 相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求が一の開示請求書により行われた場合 | 複数の行政文書(Ａ、Ｂ、Ｃ)について、それぞれ別個の行政機関の長(ａ、ｂ、ｃ)に移送した場合 | Ａ文書200枚の閲覧Ｂ文書150枚の閲覧Ｃ文書100枚の閲覧 | (開示決定はａ、ｂ、ｃの順)① 行政機関ａ：200枚200円(300円以下) ⇒ 無料行政機関ｂ：150枚200枚＋150枚＝350枚400円－300円＝100円行政機関ｃ：100枚200枚＋150枚＋100枚＝450枚500円－300円＝200円200円－100円＝100円(100円は既にｂにおいて徴収されているので、行政機関ｃは100円を徴収する。) |
| (開示決定はａ、ｂ、ｃの順)② 行政機関ａ：200枚200円(200円以下) ⇒ 無料行政機関ｂ：150枚200枚＋150枚＝350枚400円－200円＝200円行政機関ｃ：100枚200枚＋150枚＋100枚＝450枚500円－200円＝300円300円－200円＝100円(200円は既にｂにおいて徴収されているので、行政機関ｃは100円を徴収する。) |

（注１）①は窓口来所及び郵送による開示請求、②はオンライン申請による開示請求の場合の計算例である。

（注２）令第13条第２項の規定においては、行政文書ごとに基本額を計算することとされているが、　　①一行政文書の分量は、行政機関の業務の都合により変わりうること、②開示実施手数料は開示の分量を基本に規定されていることから、計算単位に幅がある上記の方法による場合に限り、閲覧枚数を合算して計算を行う。

（注３）上表において、開示決定の順番と開示の実施の申出の順番とが異なる場合は、開示の実施の申出の順番による。

（不服申立て又は裁判の結果、改めて開示を実施する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開示の実施の形態 | 計算例（注） | 備　考 |
| 当初墨塗りされた箇所があるページを当初開示の際と同一の方法によって開示する場合 | 当初墨塗りの形で100ページの写しの交付を行ったが、改めて全部開示により100ページの写しの交付を行う場合 | 当初の開示の実施：100ページ×10円－300円＝700円改めての開示の実施：100ページ×10円－300円＝700円⇒ 徴収しない | 当初開示した部分を全て差し替えて、改めて全部開示した場合は、改めての開示の際の開示実施手数料は徴収しない。 |
| 当初墨塗りされた箇所があるページを当初開示の際と異なる方法によって開示する場合 | 当初墨塗りの形で100枚の閲覧を行ったが、改めて全部開示により100ページの写しの交付を行う場合 | 当初の開示の実施：　 100円(300円以下) ⇒ 無料改めての開示の実施：100ページ×10円－300円＝700円⇒ 当初開示との差額(700円)を徴収する | 当初開示した部分を全て別の開示方法により差し替えて、改めて全部開示した場合は、①改めての開示の方が開示実施手数料が高ければ、差額分を徴収する。②当初の開示の方が開示実施手数料が高ければ、改めての開示の際は徴収しない。 |
| 当初墨塗りの形で100ページの写しの交付を行ったが、改めて全部開示により100枚の閲覧を行う場合 | 当初の開示の実施：100ページ×10円－300円＝700円改めての開示の実施：100円(300円以下) ⇒ 無料⇒ 徴収しない |
| 当初ページ全体を不開示決定して開示しなかったページについて、改めての開示の際に追加的に開示を行う場合 | 当初100ページ中80ページの写しの交付を行ったが、改めて全部開示により残り20ページの写しの交付を行う場合 | 当初の開示の実施：　 80ページ×10円－300円＝500円改めての開示の実施：20ページ×10円＝200円⇒ 徴収する | 当初開示に追加して開示する場合は、更なる開示の申出と同様に解し、改めての開示の実施の際に、当該部分に係る開示実施手数料を徴収する。（当初の開示と改めての開示が両方とも閲覧による場合は、両方の閲覧枚数を合算する。） |

（注）オンライン申請による開示請求の場合は、「計算例」欄の「300円」を「200円」に読み替える。